

他地域で取得した地域糖尿病療養指導士資格の移行について

他の地域 CDE を持っている方は CDE 京都に移行可能とし、移行した時点から 5 年間で CDE 京都更新に必要な単位数（20 単位）を取得する事とする。

（1）移行措置の申請可能時期に関して

転居のタイミングでの移行措置は行わず、申請は年 1 回の試験申請期間内のみとする。

（2）前地域の認定期間に関して

前地域の認定期間が終了している場合は、一般の方と同様に受験が必要となる。

（3）移行認定の可否について

資格移行申請書にこれまでの職場での自身の活動・LCDE 組織内での活動状況や今後の目標・活動したい事等を記入、その内容に関して認定委員が審査し、委員会で認定の可否を決定する。

他地域で取得した地域糖尿病療養指導士資格の移行について

京都府以外で地域糖尿病療養指導士の資格を認定されている皆様は、京都府内に転居・転職をされた時、認定委員会の審査を経て書類審査のみで認定を受けることができます。

【認定対象者】

下記の①～④をすべて満たす者。

- ①糖尿病療養指導に関心がある、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、薬剤師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、健康運動指導士、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、医師、歯科医師、歯科衛生士
- ② 京都府糖尿病協会の会員であること（資格移行申請書と同時に入会申込書を提出すること）※日本糖尿病協会会員である場合はその証明書を提出すること
- ③ 医療・介護に関わる業務が資格移行申請時に3年以上の者
- ④ 地域糖尿病療養指導士（CDEL）であること。※有効期限内のものに限る

【移行申請】

定められた期日まで（試験申請期間内）に下記の申請書類を認定委員会に提出する。

- ① LCDE 資格移行申請書（所定の書式による）
- ② 京都府糖尿病協会入会申込書（所定の書式による）
※日本糖尿病協会会員である場合はその証明書（年会費納入証明書など）
- ③ 業務従事証明書（所定の書式による）
- ④ 地域糖尿病療養指導士（LCDE）の認定書（写し）またはそれを証明する書類
※前所属 LCDE 事務局に資格の有無の確認をさせていただくことがあります

【認定方法】

合否判定基準は認定委員会にて別途定める。

合格者には結果の通知と同時に移行認定料 3,000 円の振込用紙を送付する。

【移行認定】

認定料納付の確認後、認定証を発行する。認定期間は5年間とする。